

12 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業のうちの相談支援事業は、市町村が行う事業として位置づけられました。それにより、市町村には相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に運営するために、「地域における障がい福祉に関わる関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」として「自立支援協議会」の設置が求められました。

木曽圏域においては、構成町村共同で平成 19 年 3 月「木曽圏域自立支援協議会」を設置し、構成町村持ち回りで会長及びその事務局を務め、事務局の一部事務を専門事業者に委託する形で協議会運営を行ってきましたが、頻繁な体制変更による事業や組織運営の継続性が保てないことや、木曽圏域全体に係る広域的な検討の困難性、さらには構成町村一般職が会長を務めることによる事務処理と組織運営の煩雑さなどが課題となっていました。

これらの課題への対処方法を構成町村等関係機関で検討した結果、令和 4 年度から木曽広域連合に事務局を設置し、厚生担当副連合長である町村長が会長を務めることとなりました。

現状と課題

協議会の実施体制は見直されましたが、事務局の一部の事務は引き続き専門事業者に委託を行っています。

事務局の固定化による事業の継続的な実施により、広域的課題への対応が求められています。

広域的課題の一つとして、教育現場においては、発達障がい等を背景とする学校不適応による小中学校の不登校児童生徒への支援が喫緊の課題であり、より充実したサポート体制の構築が急がれています。福祉として小中学校前後の年齢も含めた未成年者全体の発達障がいへの対応が求められる状況があり、人材確保を含む支援体制づくりの検討が必要です。

今後の方針

相談支援事業をはじめとする障がい者の支援体制整備の協議を行い構成町村の施策へ反映させることが目的であり、それを踏まえた上で各種事業に取り組みます。

広域的課題解決のため、障がい理解についての啓発活動やホームページによる情報発信機能の充実、専門部会のあり方などを検討するほか、将来的な児童発達支援センター設置に向けた研究などを行います。

施 策

- 1 協議会の意思決定会議（全体会、運営協議会）、実務者会議等の運営に努めます。
- 2 障がい者の支援体制整備のため専門部会との連携を図るとともに、専門部会のあり方を協議します。
- 3 障がい理解についての啓発活動のためホームページ等情報発信機能の充実を図ります。
- 4 地域資源マップの活用方法について検討します。
- 5 児童発達支援センター設置に向けて研究を行います。